

2021年4月19日

一般社団法人福島県薬剤師会  
会員施設 各位

福島県立医科大学附属病院  
病院長 鈴木 弘行

#### 退院時薬剤情報連携加算について

平素より大変お世話になっております。

この度、当院において、2021年4月26日より「退院時薬剤情報連携加算」を算定させていただくことになりましたのでお知らせ致します。加算の内容については添付した資料をご確認ください。

算定を実施した患者さん、またはそのご家族には、当院退院時に、入院中の服薬状況を記載した「薬剤管理サマリー」、「入院時持参薬確認報告書」、「退院時処方箋の薬剤情報提供書」を封書にてお渡しします。

患者さんより文書を受取られた後、保険薬局様から当院への返信が必要な場合は、同封の「薬剤管理サマリー（返書）」による報告をお願い致します。ご報告いただいた内容は、医師へ情報伝達を行い情報の共有化を図ってまいります。なお、緊急性の高い内容につきましては、従来通り疑義照会による問い合わせをお願い致します。

また、当院薬剤部のホームページに、「薬剤管理サマリー」および「薬剤管理サマリー（返書）」の様式を掲載する予定ですのでご活用ください。

今後とも、当院と保険薬局様との連携を強化し、よりいっそう良質かつ安全な治療を患者さんに提供できるように、尽力してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

以上

● B 0 1 4 退院時薬剤情報連携加算

入院前の処方薬の内容に変更、中止の見直しがあった場合について、退院時に見直しの理由や見直し後の患者の状態を記載した文書を薬局に対して情報提供を行った場合について、退院時薬剤情報管理指導料の加算を新設する。

新設 退院時薬剤情報連携加算 60 点

[算定要件]

2 保険医療機関が、入院前の内服薬の変更をした患者又は服用を中止した患者について、保険薬局に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、その理由や変更又は中止後の当該患者の状況を文書により提供した場合に、退院時薬剤情報連携加算として、60 点を所定点数に加算する。